

新	旧
別添 令和 8 年 6 月 30 日策定 令和 8 年 8 月 3 日改正 林野火災用消火薬剤の評価ガイドライン 1 ～ 4 （略） 5 留意事項等 (1) （略） (2) 別紙 1 の試験項目のうち、試験手順書が消防庁ホームページに掲載されているものにあつては、当該手順書に従い試験を実施すること。 (3) 個別の林野火災用消火薬剤に関する消防庁ホームページへの掲載（上記 4③）については、事業者から提出された試験結果報告書等を基に行うものであり、製造・流通する製品の品質確保等については、事業者の責任において行われるものであること。 (4) 本ガイドラインについては、米国農務省 Wildland Fire Chemicals System を参考として、「林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会」の議論を踏まえ策定したものであり、今後の国内における林野火災用消火薬剤の活用実績や国内外の研究開発の状況等により、必要に応じて、適宜見直しを行っていくこととしていること。	別添 令和 8 年 6 月 30 日策定 林野火災用消火薬剤の評価ガイドライン 1 ～ 4 （略） 5 留意事項等 (1) （略） (新設) (2) 個別の林野火災用消火薬剤に関する消防庁ホームページへの掲載（上記 4③）については、事業者から提出された試験結果報告書等を基に行うものであり、製造・流通する製品の品質確保等については、事業者の責任において行われるものであること。 (3) 本ガイドラインについては、米国農務省 Wildland Fire Chemicals System を参考として、「林野火災用消火薬剤の評価方法等に関する意見聴取会」の議論を踏まえ策定したものであり、今後の国内における林野火災用消火薬剤の活用実績や国内外の研究開発の状況等により、必要に応じて、適宜見直しを行っていくこととしていること。